



『みんなで創ろう 楽しい四中』

◆◆ 部活動通常実施に ◆◆

緊急事態宣言が解除され、まん延防止等重点措置が7月11日まで出されていますが、学校生活は制限が少なくなり、以前よりできることが増えました。

4月からは学びを止めないことを中心に考え、休校や分散登校することなく学校が始まりました。部活動については制限があり、なかなか活動できませんでした。

5月にやっとクラブミーティングを実施したものの、緊急事態宣言解除とともにテスト前となってしまいました。公式試合のある部活動以外は活動できませんでした。それが、文化系クラブもできるようになり、さらに試合関係なく全部活動ができるようになりました。2・3年生はもちろん1年生の活動も始まりました。

部活動でできることは多くあります。目標をもってさまざまなトライをしてください。熱中症にならないように注意すること、マスクや手洗いうがいの励行、密の防止等の感染予防はしっかりと実施してください。

◆◆ 3年生修学旅行前 ◆◆

3年生は7月7日～9日の長野研への修学旅行が実施できることとなりました。元々予定していた日程は新型コロナウイルスの影響で延期となっていました。緊急事態宣言の解除で実施することが決定しました。

自然あふれる長野県へ出発です。内容は空中アスレチック&チームビルド、アクティビティorインドア体験(溪流釣り、マウンテンバイク、パターゴルフ、木工、陶芸、草木染め)、ラフティング、アップルパイ作りなどの体験やクラスミーティングや全体レクを通して仲間との交流を深めます。感染対策を十分に行って実施します。本番までの健康状態に気をつけてください。

令和3年度		7月行事予定表		松原市立松原第四中学校		
日	曜	給	時間割	部	生徒にかかわる行事・保健行事	PTA行事等
1	木	○	◎木123道56	×	清掃なし	
2	金	○	金12345総	○		地域協防犯教室
3	土					
4	日					
5	月	○	月12345特	○	3年SNSについて講演(6P)	
6	火	○	火123456	45分	1.2	
7	水	1.2	水23456	45分	1.2	3年修学旅行
8	木	1.2	◎木123道56	45分	1.2	3年修学旅行
9	金	1.2	金12345総	45分	1.2	3年修学旅行
10	土					
11	日					
12	月	○	月1234	45分	○	三者懇談
13	火	○	火1234	45分	○	三者懇談、3年SPTランブ(1～4P)
14	水	○	水2345	45分	○	三者懇談
15	木	○	◎木123道	45分	○	三者懇談
16	金	1.2	金1234	45分	～15:30	3年高校体験(AM)、給食終了
17	土					
18	日					
19	月	×	◎補補補掃(30)	45分	～15:30	学年集会(1P1年、2P3年、3P2年) 松原高校仲間の会との交流 クラブ生昼食持参
20	火	×	終業式、HR(30)		AM	3年クラブ写真
21	水					
22	木					海の日
23	金					スポーツの日
24	土					
25	日					
26	月					
27	火					コスモ保護者会
28	水					
29	木					
30	金					
31	土					

【備考】◎スクールカウンセラー来校日
[8月予定] 3(火)全校登校日 30(月)始業式 30・31(月・火)全学年実力テスト

◆◆ 朝読書活動期間です。 ◆◆

6月28日から朝読書が始まっています。読書をする事で読解力や学力の向上につながると言われています。また、読書の喜びを知り、読書を習慣化することで感受性を豊にすることができます。

朝読書を通じて読書の習慣を身に付けてほしいものです。図書委員も昼の放送で図書室の開館を呼びかけて、積極的に活動してくれています。ぜひこの機会に本をたくさん読みましょう。ご家庭でも読書について話題にしていだければと思います。

◆□ オンライン学習実施に関するガイドライン □◆

オンライン授業・学習に向けて準備が進められています。市教育委員会よりガイドラインが発表されました。詳細は市教育委員会HPにてご覧になれます。



保護者の皆様へ

オンライン学習実施に関するガイドライン【概要】

～松原市の子どもたちの学びを止めないために～

新型コロナウィルス感染症の「第4波」の下で求められること

①学校で感染が拡大クラスターが発生する可能性も視野に入れ、学校が臨時休業になった時は子どもたちの「学びを止めない」ために、オンライン授業・オンライン学習を実施する。

②感染者や濃厚接触者等と確認されたことなどにより、一定期間登校できない児童生徒の個別の学習支援や、心のケア等のため、Chromebook端末を活用して学習を行う。

以上のことを鑑み「オンライン学習実施に関するガイドライン」を策定しました。
各学校はガイドラインに基づき、必要に応じてChromebookなどの端末を活用したオンライン学習を実施します。

【クラスター発生等による臨時休業期間には】

- 学校が臨時休業となった場合、原則オンライン授業を実施します。
- (実施日数については、休業期間の設定日数等をふまえ、教育委員会と協議し決定します。)
- 午前中を基本として2～3コマ行います。(1コマの長さは弾力的に運用します。)
- 午後は教科書やプリントを使った学習やChromebook端末を活用したオンライン学習などを行います。

【感染者や濃厚接触者と確認されたことなどにより、一定期間登校できない児童生徒への学習支援、心のケア等については】

- 当該児童生徒・保護者への説明を十分行い、了承を得た上で、オンラインでの学習支援を実施します。
- 心のケアを最優先に行い、放課後等にオンライン等による面談や学習支援を行います。
- 日常の授業をオンラインで配信する場合、児童生徒の個人情報も配信されることも考慮した上で配信を行います。

以上のガイドラインについての詳細は、
松原市教育委員会ホームページ(新設)にてご覧になれます

このQRコードよりご覧になれます

ガイドラインにおける言葉の意味
オンライン授業：各家庭に持ち帰ったchromebookなどを用いて行う、google Meet やZoomなどを利用した同時双方向型の授業
オンライン学習：家庭に持ち帰ったchromebookなどを用いて行う、インターネットと接続するなどして児童生徒が個別で